

とちぎの元気な森づくり県民税 平成20年4月スタート

目的

森林は、豊かな水や空気を育み安全で安心できる県土をつくり、さらには、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持っています。こうした大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、『とちぎの元気な森づくり県民税』を導入します。

納税義務者

県民税均等割の納税義務者と同じになります。

個人：県内に住所・家屋敷等を有する人
法人：県内に事務所等を有する法人等

税率

個人：年額700円

法人：均等割額の7%

ただし、次の方は課税対象外
 ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 ・前年の合計所得金額が125万円を超えない障害者、未成年者、寡婦または寡夫の方
 ・前年の合計所得金額が市町の条例で定める一定金額以下の方

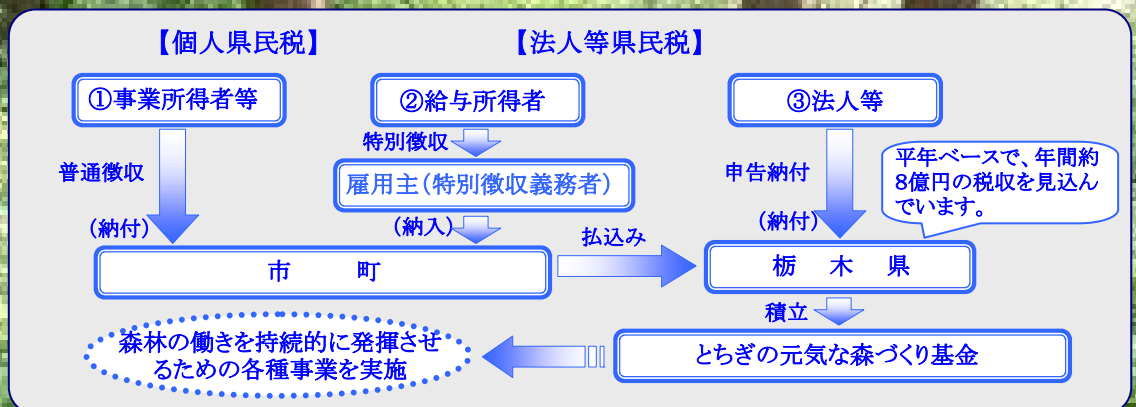
【資本金等の額】	【年税率】
50億円超	56,000円
10億円超 50億円以下	37,800円
1億円超 10億円以下	9,100円
1千万円超 1億円以下	3,500円
その他の法人等	1,400円

※課税期間：平成20年度分から平成29年度分まで

※課税期間：平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度分

納税方法

県民税の均等割額に、とちぎの元気な森づくり県民税として上記の額を加算して納めていただくことになります。



みんなで進めよう、とちぎの元気な森づくり

とちぎの元気な森づくり県民税の使い道

とちぎの元気な森づくり

元気な森づくり

元気で安全な奥山林の整備

公益的機能の発揮が求められているにもかかわらず、荒廃しているスギ・ヒノキの人工林に、間伐を行い元気で安全な森林に再生します。



【対象森林】

スギ・ヒノキの人工林で公益的機能の発揮が特に求められているにもかかわらず、過去15年以上手入れがされず、採算がとれない森林

【実施内容】

間伐を実施します。(間引く割合を通常よりも高めます。)

【実施主体】

県が実施します。

【実施上の制限等】

実施森林には、整備協定締結や保安林指定によって土地転用の禁止等の制限がかかることになります。

1年間で整備する森林は、
4,000haで、
必要な事業費は、
4億5千万円となります

明るく安全な里山林の整備

人家等の周辺にあつて将来まで守り残したい里山林、通学路沿いにあつて暗い里山林などを明るく安全な森林に再生します。



【対象森林及び実施内容】

人家周辺等にある里山林のうちで

- ①優れた自然景観等から将来まで守り残していくための整備
- ②通学路周辺にあり、子どもたち等の安全を確保するための整備
- ③農作物に害を及ぼすイノシシ等を近づけないための整備

【実施主体】

市町が実施します。

各市町は、地域のニーズに対応した事業内容を計画的に実施します。

1年間で整備する森林は、
900haで、
必要な事業費は、
2億円となります

森を育む人づくり

県民の森づくり活動への支援 森林の大切さの理解促進

県民が広く森づくりに参加できるよう支援します。

森とのふれあいや木を使うことを通じ森林の大切さを普及啓発します。



【実施内容】

- ①県民協働森づくり推進情報センターの整備
- ②森林環境教育の推進
- ③森とふれあう機会の創出
- ④ボランティアによる森づくり活動の推進
- ⑤木を使うことを通じて森林整備の必要性の理解促進

【実施主体】

県と市町が連携して実施します。

1年間で必要な事業費は、
1億5千万円となります

税をどう事業規模と事業期間

1年間の事業費 8億円

この事業を10年間行います。全体事業費は80億円必要になります。

とちぎの元気な森づくり県民税により実施した事業は、毎年、外部機関の評価をいただき、その結果を公表していきます。

とちぎの元気な森づくりは、私たちの未来のために皆さんとともに進めていく取組ですので、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

【税の仕組みに関すること】

経営管理部税務課	028-623-2101
宇都宮県税事務所	028-626-3003
鹿沼県税事務所	0289-62-6203
真岡県税事務所	0285-82-2135
栃木県税事務所	0282-23-3411
矢板県税事務所	0287-43-2171
大田原県税事務所	0287-23-4171
佐野県税事務所	0283-23-1411
足利県税事務所	0284-41-1215

【税の使い道に関すること】

環境森林部環境森林政策課	028-623-3294
宇都宮林務事務所	028-626-3101
鹿沼林務事務所	0289-65-5101
今市林務事務所	0288-21-1178
矢板林務事務所	0287-43-0427
大田原林務事務所	0287-23-6363
烏山林務事務所	0287-84-1155
佐野林務事務所	0283-23-1441